対象要件チェックシート（令和７年度　結婚新生活支援事業）

〔共通〕

|  |  |
| --- | --- |
| チェック欄 | 助成対象要件 |
| □ | 令和７年１月１日から令和８年３月31日までの間に婚姻届を提出し、受理されている。 |
| □ | 申請時に、夫婦の双方又は一方が今治市に住民登録をしている。また、１年以上今治市に居住する意思を有している。 |
| □ | 申請時に、助成の対象となる住居に住民登録をしている。 |
| □ | 婚姻日の夫婦の年齢は、ともに年齢が39歳以下である。 |
| □ | 令和７年度所得証明書をもとに、令和６年１月１日から令和６年12月31日までの間の夫婦の合計所得額は500万円未満（夫婦共に29歳以下の場合は660万円未満）である。  ※上記の合計所得額は、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、令和６年１月１日から令和６年12月31日までの間に返済した金額を控除した額とします。 |
| □ | 夫婦ともに市税を滞納していない。 |
| □ | 夫婦ともに暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員等ではない。 |
| □ | 夫婦ともに生活保護を受けていない。 |
| □ | 国、県、今治市又は他の自治体のからの同種の補助を受けていない。 |

〔住宅取得費用助成・中古住宅取得費用助成〕

|  |  |
| --- | --- |
| チェック欄 | 助成対象要件 |
| □ | 夫婦のいずれかが建物（不動産登記）の名義人になっている。 |
| □ | 建物の取得日は、婚姻日前１年より後である。 |
| □ | 建築請負契約書又は建物売買契約書を締結している。 |
| □ | 令和７年４月１日以降の支払いである。 |

〔住宅リフォーム費用助成〕

|  |  |
| --- | --- |
| チェック欄 | 助成対象要件 |
| □ | リフォームが完了している。 |
| □ | リフォームに関する請負契約書を締結している。 |
| □ | リフォームに関する請負契約書の締結日は、婚姻日前１年より後である。 |
| □ | 令和７年４月１日以降の支払いである。 |

〔賃貸住宅契約費用助成〕

|  |  |
| --- | --- |
| チェック欄 | 助成対象要件 |
| □ | 令和７年４月１日以降の支払いである。 |

〔引越費用助成〕

|  |  |
| --- | --- |
| チェック欄 | 助成対象要件 |
| □ | 令和７年４月１日以降の支払いである。 |
| □ | 引越業者又は運送業者へ支払った費用である。 |